

沿岸広域振興局長告示第107号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年10月16日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
大船渡市大船渡町字上山53番9、53番10、53番17、53番18及び53番19並びに53番10地先認定外水路の一部	10.93	4.10	平成27年10月2日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。